

使用権資産の形で保有する賃貸等不動産の時価開示は有用か

— ASBJ

去る11月21日、企業会計基準委員会は第491回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

リース会計基準の改正

第123回リース会計専門委員会(2022年12月1日号(No.1662))情報ダイジェスト参照)で審議された論点について、審議が行われた。

(1) 表示・注記(貸手の注記事項の構成)

リース債権・リース投資資産の構成要素の注記について、リース債権の期末残高の重要性が低い場合は、リース債権とリース投資資産の合算での注記を容認する等の再提案が示され、委員からはおおむね賛成意見が聞かれた。

また、注記事項の構成について、財務諸表利用者の利便性を考慮し、それぞれ性質の類似する項目ごとに次の3つに分類する案が示された。

① 区分表示の定めに対する補足情報

② リース特有の取引に関する情報(変動リース料等)

③ 当期および翌期以降のリースの金額を理解するための情報

委員からは、特段の異論は聞かれなかった。

(2) リース基準改正に伴う他の基準の改正

専門委員会と同様、企業会計基準20号「賃貸等不動産の時価の開示に関する会計基準」等の改正について、主に次の案が示された。

(i) 賃貸収益またはキャピタル・ゲインの獲得を目的として借手が使用権資産の形で保有する不動産を賃貸等不動産の定義に含め、その定義を満たす使用権資産の時価の注記を求める。

(ii) 賃貸等不動産のBS計上額および期中における主な変動について、所有資産と使用権資産を区分して注記する。

委員からは「使用権資産は換金性がなく、時価開示する有用性があるか疑問」など反対意見が多く聞かれた。

金融資産の減損

第190回金融商品専門委員会(2022年12月1日号(No.1662))情報ダイジェスト参照)に引き続き、専門委員会と同様に、ステップ3以降で検討する論点につき議論された。

(1) ステップ3以降の検討

IFRS9号「金融商品」で減損の一般的なアプローチが適用され、日本基準では次の取扱いとされる金融商品を、ステップ3において検討する案が示された。

- ① 著しい時価の下落が生じた場合に減損処理を行う金融資産(満期保有目的の債券、その他有価証券に分類される債券等)
- ② 債務保証引当金を計上する金融商品(金融保証契約等)
- ③ 明示的な定めがない金融商品(取消不能のクレジットカード、ローンコミットメント契約等)

委員からは、「債券については、市場への影響が大きいので慎重に検討を」との意見が聞か

れた。

(2) 金融商品契約の発行者側の取扱い

金融保証契約では、予想信用損失を見積る等、IFRS9号を取り入れる案が示された。

委員からは「予想信用損失モデルの適用には賛成だが、会計処理については、システム変更などの実務負担が大きく、慎重に議論すべき」といった意見が聞かれた。

資金決済法上の「電子決済手段」

第151回実務対応専門委員会(2022年12月1日号(No.

1662))情報ダイジェスト参照)に引き続き、第3号電子決済手段(特定信託受益権)の会計上の取扱いについて審議が行われた。

専門委員会と同様、事務局は、第3号電子決済手段は第1号電子決済手段と同様の性質を持つとして、保有者の認識および認識の中止の時点は受渡日とするなどの案を示した。

委員からは「実務では受益証券発行信託を使っているケースもあり、その検討もすべき」との意見が聞かれた。

会計

第2号電子決済手段の発行・保有の会計処理等、検討

— ASBJ、実務対応専門委

去る11月22日、企業会計基準委員会は第152回実務対応専門委員会を開催した。

第151回(2022年12月1日号(No.1662))情報ダイジェスト参照)に引き続き、資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱いについて審議された。

第2号電子決済手段に関する会計処理

第2号電子決済手段は、通貨建資産(法定通貨と連動した価

格で発行され、その保有者に発行価格と同額での償還が約されている)であり、不特定の者相手方として第1号電子決済手段と相互に交換することができ、その財産的価値である。また、その発行者に利用者保護のために所要の規制が設けられている。

事務局は、このような制度趣旨に鑑み、第2号電子決済手段に関する会計処理については、第1号電子決済手段と同じ取扱いとすることを提案した。

専門委員から、「第1号電子決済手段との相互交換が制約されることはないのか」との質問があり、事務局は「交換に関する制限について特段の定めはない。第1号電子決済手段と同等の経済的機能を持つ点に着目して提案している」と回答した。

電子決済手段の会計上の位置づけの検討

事務局は、電子決済手段の資産としての取扱いについて、①第1号電子決済手段と第3号電子決済手段は、それらから得られる経済的便益は会計上の取扱いを定めるうえで異なる取扱いとするほどの違いはないこと、②第2号電子決済手段は、前記のとおり第1号電子決済手段と同等の経済的機能を持つことから、いずれも同一の資産項目として取り扱うことを提案した。

また、電子決済手段の金融資産該当性については、電子決済手段は現金に近い性格を有する資産であり、現行の金融商品会計基準上、現金も預金も金融資産の範囲に含まれていることから、金融資産を含めて取り扱うことを提案した。

専門委員からの「新たな電子決済手段が登場した場合に、そ

れがどの電子決済手段に該当するのか判別がつかないと処理ができない。判別に法的な担保があるのか」との質問に、事務局は「金融庁に問い合わせ中。判明次第、共有する」と回答した。

その他の論点

事務局より、次のような提案がなされた。

- ・電子決済手段が外国通貨で表示される場合または外国通貨で償還されることが約されている場合の決算時の会計処理は、外国通貨と同様となると考えられるが、この点を外貨建会計処理基準ではなく、本実務対応報告で定める
- ・電子決済手段はキャッシュ・フロー計算書における現金の範囲に含まれると考えられるが、この点をキャッシュ・フロー作成基準ではなく、本実務対応報告で定める
- ・電子決済手段に係る注記は、金融商品会計基準等の定めに従う

専門委員からは、おおむね賛意が示された。

経理に「効く」法律雑学

法律の強制力

弁護士 白川 敬裕

国語辞典で「道徳」を引くと、「人々が、善悪をわきまえて正しい行為をなすために、守り従わねばならない規範の総体」と書かれています。デジタル大辞泉。「法律」も、「人々が正しい行為をなすために守り従わなければならない規範」です。「法律」と「道徳」の違いはどこにあるのでしょうか。それは「強制力」の有無にあります。

たとえば、小学校の道徳の時間では「うそをつかないこと」「約束を守ること」の大切さを学びます。しかし、「うそをついた」「約束を破った」からといって、たまたちに強制されることはありません。

一方で、法律に違反した人に対しては、強制することができます。権利は守られず、社会の秩序が崩れ、法律を制定する意味がなくなってしまうからです。

たとえば、「振り込み詐欺」は法律に違反する「うそ」であり、詐欺罪に該当します(刑法246①)。借りたお金を返さないことは、法律に違反する「約束違反」であり、貸金返還債務を負います(民法587)。これらの法律違反があれば、強制力が働きます。

それでは、具体的に、どのような法律の強制力が発揮されるのでしょうか。

まず、①強制執行ができる資格(債務名義)を得る必要があります。具体的には、裁判を起して勝訴の判決を得ることや、公正証書を作成することが必要となります。

たとえば、小学校の道徳の時間では「うそをつかないこと」「約束を守ること」の大切さを学びます。しかし、「うそをついた」「約束を破った」からといって、たまたちに強制されることはありません。

これに対し、「貸したお金を返さない」「養育費を払わない」「損害賠償金が払われない」といった民事上の法律違反があった場合の強制は、イメージしにくいかもしれませんが、

まず、①強制執行ができる資格(債務名義)を得る。②相手の具体的な資産を把握する(給与が払われている勤務先、口座がある銀行の支店名など)。③裁判所に給与や預金を差し押さえてもらう。④勤務先や銀行から直接お金を回収する。

他方、法律に違反した人に対しては、強制することができます。法律に強制力がなければ、権利は守られず、社会の秩序が崩れ、法律を制定する意味がなくなってしまうからです。

貸金、養育費、損害賠償など、金銭を支払わせる権利を強制的に実現させるプロセスは、次のとおりです。

このように、法律の強制力を実現することは簡単ではありません。国家から簡単に資産が差し押さえられても困りますから、慎重なプロセスが必要となることは致し方ないのかもしれませんが。

強制力が働きます。

強制執行ができる資格(債務名義)を得る。②相手の具体的な資産を把握する(給与が払われている勤務先、口座がある銀行の支店名など)。③裁判所に給与や預金を差し押さえてもらう。④勤務先や銀行から直接お金を回収する。

このように、法律の強制力を実現することは簡単ではありません。国家から簡単に資産が差し押さえられても困りますから、慎重なプロセスが必要となることは致し方ないのかもしれませんが。

単体財務諸表における注記、検討—ASBJ、リース会計専門委

去る11月22日、企業会計基準委員会が第124回リース会計専門委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

表示および注記(単体財務諸表における注記の取扱い)

第116回専門委員会(2022年7月1日号(No.1648)情報ダイジェスト参照)および第481回親委員会(2022年7月10日号(No.1649)情報ダイジェスト参照)での検討を踏まえ、単体財務諸表における表示・注記について、次のような提案が示された。

- ① 定量的な情報を含む「リース特有の取引に関する情報」
「当期および翌期以降のリースの金額を理解するための情報」については、連結財務諸表を作成している場合、単体財務諸表において注記を要しない。
- ② 「会計方針の注記」については、連結財務諸表を作成している場合、単体財務諸表において連結における記載を参照

③ 「区分表示の定めに対する補足情報」は単体財務諸表においても注記を求めず。

専門委員からは、特段の異論は聞かれなかった。

金融商品実務指針の改正

リース会計基準の改正に伴う日本公認会計士協会公表の会計制度委員会報告14号「金融商品会計に関する実務指針」の改正について審議された。

次のような事務局案が示された。

- ① リースの貸手に係る預り預託保証金に関する定めは変更しない。ただし、明確化は行う。
- ② リースの借手に係る次の金額については、原則として遡及適用し、使用権資産の取得原価に含めてリース期間にわたり減価償却を行う。ただし、経過措置として、改正リース会計基準適用前に会計処理が行われている金額については、改正リース会計基準適用前の

会計処理を継続することを認める。

- ・建設協力金および敷金のうち、将来返還されない額
- ・建設協力金の時価と支払額の差額(現行の金融商品実務指針における長期前払家賃)
- また、経過措置として、改正リース会計基準適用前の長期前払家賃の帳簿価額を、適用初年度の期首の使用権資産に含めて処理する方法も認める。
- ③ リースの借手に係る将来返還される敷金について、現行の会計処理に加えて、将来返還される建設協力金と同様の会計処理も認める。
- ④ 建設協力金および敷金の会計処理に関する定めは、金融商品実務指針から削除し、リース適用指針に含める。

専門委員の「④では、具体的な会計処理の規定をすべてリース適用指針に記載してしまうと範囲が広くなり過ぎないか」との質問に対し、事務局から「リースの契約に関するものをリース適用指針に移す」との回答があった。

経理用語の豆知識



金融商品に関する注記

金融商品の時価等に関する事項については、以下について注記する。ただし、重要性が乏しいものについては注記を省略することができる。①原則として、金融商品に関する貸借対照表の科目ごとに、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価およびその差額。ただし、現金および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略することができる。なお、金融商品の時価は、金融商品会計基準等に定める時価に基づいて算定するものとし、委託手数料等取引に付随して発生する費用は含めないものとする。②市場価格のない株式等については、時価を注記しないこととする。この場合、当該金融商品の概要および貸借対照表計上額を注記する。金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項については、時価をもって貸借対照表価額とする金融資産および金融負債や、時価のレベルごとに定められた事項を注記する。

職業的専門家としての懐疑心



監査人は、経営者、取締役および監査役等の信頼性および誠実性に関する監査人の過去の経験にかかわらず、不正による重要な虚偽表示が行われる可能性に常に留意し、監査の全過程を通じて、職業的懐疑心を保持しなければならない。職業的懐疑心は、入手した情報と監査証拠が、不正による重要な虚偽表示が存在する可能性を示唆していないかどうかについて継続的に疑問をもつことを必要としている。これには、監査証拠として利用する情報の信頼性の検討、およびこれに関連する情報の作成と管理に関する統制活動において識別された内部統制があればその検討が含まれる。監査人が過去の経験に基づいて経営者、取締役および監査役等は信頼がおけるまたは誠実であると認識していたとしても、状況が変化している可能性があることから、不正による重要な虚偽表示リスクを検討する場合には、経営者の説明を批判的に検討するなど、監査人の職業的懐疑心の発揮が重要である。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2022年11月11日	「法人税基本通達等の一部改正について」(法令解釈通達)の趣旨説明	国税庁	グループ通算制度の投資簿価修正制度における時価純資産価額の計算が困難な場合や資産調整勘定対応金額等の計算などに関して、具体的な取扱いや計算対象等について解説されたもの。この他に、租税回避防止のための子会社株式簿価減額特例の取扱いなども解説されている。 https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/220624/index.htm	—
2022年11月16日	工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン Ver1.0	経産省	サイバー攻撃による工場の被害が国内外で生じている現状を踏まえ、工場のセキュリティ対策を企画・実行していく際に参照すべき考え方やステップを示すもの。経営企画や監査部門も読者として想定されている。 https://www.meti.go.jp/press/2022/11/20221116004/20221116004.html	—

金融

40年ぶりの物価上昇率で迫られる日銀の次の一手

総務省が11月18日に発表した10月の消費者物価上昇率は、総合指数でみると前年同月比3.7%の上昇となった。生鮮食品を除いた総合指数(コア指数)は同3.6%、生鮮食料品およびエネルギーを除く総合指数(コアコア指数)は同2.5%の上昇だった。

前月比では、約0.5%、6%の上昇となっており、国内物価の上昇が、エネルギー価格にとどまらず全体に及んでいることがみて取れる。この伸び率は生鮮食料品を除いた総合指数では40年ぶりの高水準で、近年なかった物価上昇だ。年初来ほぼ一直線の上昇傾向であり、物価上昇傾向はさらに続く見込みである。

今回3.6%の上昇となったコア指数は、黒田日銀総裁が昨年12月の記者会見で「2%を超える欧米のようなことになる可能性はまずない」と述べた水準で、「安定的に2%を超えるまで、マネタリーベースの拡大方針を継続する」と日銀が公式に

発表している物価の基準でもある。この水準はすでに超えている。直近では今年10月に公表された「経済・物価情勢の展望(展望レポート)」でも今年末にかけて約3%まで上昇し、その後来年度半ばにかけて1%台半ばに低下するというシナリオだったが、こちらも危うい。

2%達成を理由に日銀が緩和姿勢を緩めるとすれば、どのような手段があり得るだろうか。

証券

日米株価の連動性は変化するか？

世界の株式市場をリードする米市場は、今年末の株価水準を意識して動き始めている。11月中旬には、NYダウ平均は3万4,000ドルに近づき、9月末につけた今年の安値を約17%上回った。

しかし、その後米連邦準備制度理事会(FRB)の首脳がインフレ沈静は容易でないと発言しただけで、株価はたちまち屈折状態に陥った。株式市場の根強い弱気心理がうかがえる。た

本来であれば、短期金利をマイナス、10年物金利を0%付近に誘導するのが日銀のイールドカーブ・コントロールで、10年物金利の年限をより短いほうにシフトさせるか、現在上下0.25%となっている10年物の許容変動幅を拡大させるのが筋となる。

直接市場金利に与える影響を抑えたいなら、ETFおよびJ-REITの資産買入れの縮小か、コア指数が「安定的に2%を超えるまで」等、フォワードガイダンスの文言を変える手段も考えられる。いずれにせよ、日銀に何らかの対応が迫られているのは確かだ。

だ、株価は横ばいの水準にとどまっており、これは米市場が株価底固めを行い、年末の株価パフォーマンズの改善、向上を狙っていると考えられる。

他国の株式市場は米市場に追随するため、株価の変動幅は米市場より小幅ならざるを得ない。その結果、企業のファンダメンタルズが米市場に劣らないという認識がある国では、株価変動、連動に対する不満が醸成されてきた感がある。

その代表が日本市場ではないか。NYダウが約17%上昇した世界同時株高の時期、日経平均は9%の上昇にとどまった。このとき、日本市場は9月中旬決算の発表時期であり、円安メ리트の実績が判明した。製造業、非製造業を問わず、海外ビジネスの比重が高い業界は当然ながら、円安が業績向上に寄与している。企業収益の実績を簡潔に表現するのは難しいが、全産業では2ケタの増収・増益となり、事前の予想を上回った。

ただ、11月半ばに米金利はインフレ若干沈静の予想だけで低下し、結果として円安に歯止めがかかり、円相場の方角感にも変化が生じている。今後、円相場変動の企業収益への影響がどうなるか、懸念されている。それでも、米市場に比べ株価が上昇していない日本市場は、現在、PERなどの投資尺度をみても割安といえるようである。11月下旬には、米株価が下がった直後に日本株価は上昇するというケースがみられた。

これから米株価は底固めから年末高に挑戦していくものと考えられるが、その間隙を突くように日本株価が上向き可能性を期待する見方もある。